

宇部市水道局職員互助会設置規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第三十四号

(目的)

第一条 この規程は、水道局職員（平成二十六年四月一日以降に宇部市から出向した職員を除く。以下「職員」という。）の福利厚生及び相互扶助のため設置する職員互助会（以下「互助会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 互助会は、水道局（以下「局」という。）に設置する。

2 互助会は、この規程の範囲内でその規約を定め水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出て、その承認を得た日に設置されたものとする。

3 前項の規程は、規約を変更しようとする場合に準用する。

(会員)

第三条 職員は、その職員となった日から互助会の会員となることができる。

(事業)

第四条 互助会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 共済金の給付又は貸付に関すること。
- 二 福利厚生に関すること。
- 三 教養文化に関すること。
- 四 親ばく及び体位向上に関すること。
- 五 その他互助会の目的を達成するために必要なこと。

(経費)

第五条 局は、互助会の事務及び事業達成のため、予算の範囲内で会員の給料月額額の千分の四相当額を限度として毎月助成金を交付し、必要があると認めるときは、資金を貸付することができる。

2 やむを得ない事情のため費用に不足を生じ事業の執行が著しく困難となった場合は、前項の規定にかかわらずその金額を増額することができる。

(会費)

第六条 互助会は、その事業に要する費用に充てるため、会員から会費として給料月額額の千分の四相当額を毎月給料から会員の同意を得て徴収する。

(事務職員及び施設の利用)

第七条 管理者は、職員をして互助会の事務に従事させ、また局が管理する施設を無償でその利用に供することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局職員互助会設置規程の廃止)

2 宇部市上下水道局職員互助会設置規程（平成二十六年管理規程第二十八号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行前に宇部市上下水道局職員互助会設置規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- (新型コロナウイルス感染症に関する特例措置等)
- 4 第五条第一項における局助成金及び第六条における会費については、令和二年七月分から当分の間、徴収しないこととする。ただし、互助会の事務及び事業達成のために必要な経費が発生した場合は、その都度、局と会員が折半で負担する。